

JIS

温度管理保冷配送サービス－ 輸送過程での積替えを伴う荷物の陸送

JIS Y 23412 : 2023

(ISO 23412 : 2020)

(JSA)

令和 5 年 2 月 25 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

| | 氏名 | 所属 |
|-------|-------|----------------------------------|
| (部会長) | 松橋隆治 | 東京大学 |
| (委員) | 安部泉 | 公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 |
| | 大瀧雅寛 | お茶の水女子大学 |
| | 奥野麻衣子 | 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 |
| | 木村一弘 | 国立研究開発法人物質・材料研究機構 |
| | 是永敦 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| | 椎名武夫 | 千葉大学 |
| | 寺家克昌 | 一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会 |
| | 清家剛 | 東京大学 |
| | 高辻利之 | 国立研究開発法人産業技術総合研究所 |
| | 千葉光一 | 関西学院大学 |
| | 寺澤富雄 | 一般社団法人日本鉄鋼連盟 |
| | 渡田滋彦 | 一般財団法人日本船舶技術研究協会 |
| | 中川梓 | 一般財団法人日本規格協会 |
| | 久田真 | 東北大学 |
| | 廣瀬道雄 | 一般社団法人日本鉄道車輛工業会 |
| | 藤本浩志 | 早稲田大学 |
| | 星川安之 | 公益財団法人共用品推進機構 |
| | 細谷恵 | 主婦連合会 |
| | 棟近雅彦 | 早稲田大学 |
| | 村垣善浩 | 神戸大学 |
| | 山内正剛 | 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構 |
| | 山田陽滋 | 名古屋大学 |
| | 和辻健二 | 一般社団法人日本自動車工業会 |

主 務 大 臣：農林水産大臣，経済産業大臣，国土交通大臣 制定：令和 5.2.25

官 報 掲 載 日：令和 5.2.27

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 松橋 隆治)

この規格についての意見又は質問は，上記原案作成者，農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品製造課基準認証室 [〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1 TEL 03-3502-8111 (代表)]，経済産業省産業技術環境局 国際標準課 [〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 TEL 03-3501-1511 (代表)] 又は国土交通省総合政策局 参事官 (国際物流) 室 [〒100-8918 東京都千代田区霞が関 2-1-3 TEL 03-5253-8111 (代表)] にご連絡ください。

なお，日本産業規格は，産業標準化法の規定によって，少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され，速やかに，確認，改正又は廃止されます。

目 次

| | ページ |
|--|-----|
| 0 序文 | 1 |
| 1 適用範囲 | 3 |
| 2 引用規格 | 3 |
| 3 用語及び定義 | 3 |
| 4 保冷配送サービスの定義及びコミュニケーション | 7 |
| 4.1 保冷配送サービスの属性 | 7 |
| 4.2 保冷配送サービスの名称 | 8 |
| 4.3 保冷配送サービス提供者の事業免許 | 8 |
| 4.4 保冷配送サービス提供者の連絡先及び顧客サービスの内容 | 8 |
| 4.5 保冷配送サービスのサービス輸送温度 | 9 |
| 4.6 保冷荷物の取引条件 | 9 |
| 5 輸送ネットワーク | 10 |
| 5.1 一般 | 10 |
| 5.2 方面別仕分システム | 11 |
| 5.3 需要及び利用可能な資源 | 11 |
| 5.4 事業所 | 12 |
| 6 保冷配送サービス提供者と配送サービス利用者との間で交換する情報 | 13 |
| 6.1 文書化した情報 | 13 |
| 6.2 配送サービス利用者から取得する情報 | 13 |
| 6.3 配送サービス利用者の確認 | 13 |
| 6.4 保冷配送サービス提供者が提供する情報 | 13 |
| 7 保冷荷物 | 14 |
| 7.1 保冷荷物の引受け | 14 |
| 7.2 ラベリング、マーキング及び可視情報 | 14 |
| 7.3 保冷荷室又は保冷库への保冷荷物の積込み・積替え | 14 |
| 7.4 保冷荷室間、保冷库間、又は保冷荷室と保冷库との間の保冷荷物の積替え | 14 |
| 7.5 事業所における保冷荷物の一時的保管 | 15 |
| 7.6 保冷荷物の方面別仕分け | 15 |
| 7.7 受取人への配送 | 15 |
| 8 保冷配送サービス提供者と受取人との間で交換する情報 | 16 |
| 8.1 保冷荷物の配送時に受取人から取得する情報 | 16 |
| 8.2 事業所において受取人が保冷荷物を引き取る際に、受取人から取得する情報 | 16 |
| 8.3 保冷荷物の配送時に保冷配送サービス提供者が提供する情報 | 16 |
| 8.4 事業所において受取人が保冷荷物を引き取る際に保冷配送サービス提供者が提供する情報 | 16 |
| 9 事業所、保冷荷室、保冷库及び冷却剤の条件 | 16 |

| | | |
|------|------------------------------------|----|
| 9.1 | 事業所 | 16 |
| 9.2 | 保冷荷室 | 17 |
| 9.3 | 保冷库 | 18 |
| 9.4 | 冷却剤 | 19 |
| 9.5 | 冷却剤用保冷库 | 19 |
| 10 | 作業指示書及び運用マニュアル | 20 |
| 10.1 | 一般 | 20 |
| 10.2 | 作業指示書 | 20 |
| 10.3 | 保冷荷物の積替えの作業指示書 | 21 |
| 10.4 | 保冷荷室の運用マニュアル | 21 |
| 10.5 | 保冷荷室の予冷蔵及び予冷凍の運用マニュアル | 22 |
| 10.6 | 事業所の保冷库の運用マニュアル | 22 |
| 10.7 | 冷却剤の運用マニュアル | 22 |
| 10.8 | 冷却剤用保冷库の運用マニュアル | 22 |
| 11 | スタッフ | 23 |
| 11.1 | 教育訓練プログラム | 23 |
| 11.2 | 追加の教育訓練 | 23 |
| 11.3 | 運転を担当するスタッフ | 24 |
| 12 | 保冷配送サービスの監視及び改善 | 24 |
| 12.1 | 輸送ネットワーク | 24 |
| 12.2 | 標準配送期間内の遅延及び未配送 | 24 |
| 12.3 | 輸送ネットワークの温度監視及び温度記録 | 25 |
| 12.4 | 輸送ネットワークにおける温度管理 | 26 |
| 12.5 | 保冷配送サービスの運用の品質管理 | 26 |
| | 附属書 A (参考) 利用に関する追加ガイダンス | 27 |
| | 附属書 B (参考) 食品を中身とする保冷荷物の輸送に関する考慮事項 | 33 |
| | 参考文献 | 35 |
| | 解 説 | 36 |

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

温度管理保冷配送サービス— 輸送過程での積替えを伴う荷物の陸送

Indirect, temperature-controlled refrigerated delivery services— Land transport of parcels with intermediate transfer

0 序文

この規格は、2020年に第1版として発行されたISO 23412を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

0.1 この規格の開発背景

近年、温度管理が必要な物品を冷蔵荷物又は冷凍荷物の形式で配送するニーズが増加しており、温度を管理した保冷配送サービス（以下、保冷配送サービスという。）が成長している。このような保冷配送サービスは、一般的な郵便及び配送サービスがモデルとなっており、電子商取引の発展を支えている。

これらのタイプの保冷配送サービスは、地域の食品生産者のビジネスの拡大及び販売チャネルの増大に貢献することが可能である。

保冷配送サービスを利用することで、荷物の中に冷却剤を入れることなく、冷蔵荷物及び冷凍荷物を手頃な価格で送ることが可能となる。世界的な傾向として、食品業界のオンライン取引の活発化に伴い、保冷配送サービスを導入する国が増えている。

保冷荷物の保冷配送サービスは、より多くの国々において一層成長することが見込まれている。したがって、保冷配送サービスの産業標準及びこの分野での良い慣行を開発する必要性が認識されている。しかしながら、輸送する物品が温度に敏感であること、及び既存ルールが食品安全に特化していることから、食品安全又は保冷輸送の既存の規格類は、この新しい活動の特異性を補うには不足があることを認識する必要がある。

0.2 この規格のねらい

この規格は、保冷配送サービス提供者が、保冷配送サービスを通じて、その保冷荷物の受取りと配送との両面において、保冷配送サービスの品質及び一貫性を改善するための要求事項を規定することをねらいとしている。